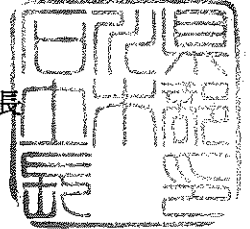


監 第 5 1 号
平成 2 9 年 4 月 7 日

石川県建設産業連合会会長 様

石川県土木部長



平成 2 9 年度における県発注工事の前金払の特例措置に係る取扱いについて (通知)

平素より本県土木部行政に多大なるご理解およびご協力をいただきありがとうございます。

平成 2 9 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例 (昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号) 第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払 (中間前金払を含む。以下同じ。) について、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例について継続されることとなった旨、平成 2 9 年 3 月 3 1 日付国土建第 5 0 3 号にて国土交通省土地・建設産業局建設業課長より通知がございました。

これを受け、本県発注工事の代価の前金払の特例措置に係る取扱いについて、下記のとおり定めましたので、参考までにお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 特例措置の内容

現場管理費 (労働者災害補償保険料を含む。) 及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用 (保証料を含む。) に、前払金 (中間前払金を含まない。以下同じ。) を充てることができる。なお、充てられる前払金の上限は、前払金額の 1 0 0 分の 2 5 とする。

2 特例措置の適用対象

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに新たに請負契約を締結する

工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成30年3月31日までに払出しが行われるものとする。

3 特例措置の適用手続きに必要な変更契約

特例措置の適用を希望する受注者に対しては、別紙の「工事請負変更契約書」により変更契約を締結すること。

（ 事 務 担 当 ）
石川県土木部監理課
入札・契約グループ
TEL：076(225)1712

工事請負変更契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約変更の事項

石川県建設工事標準請負契約約款(平成8年石川県告示第145号)第36条を次のとおり変更する。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

発注者と受注者との間に平成 年 月 日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。この変更契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

石川県

石川県知事

受注者

住所

氏名